

「相馬市太陽光発電(メガソーラー)事業」設置運営事業者 募 集 要 項

1 目 的

本市は、相馬市総合計画「相馬市マスタープラン2017」に掲げる「再生可能エネルギーの推進による低炭素社会づくり」の達成に向け、本市所有の土地に太陽光発電設備を設置するため、受託業者を公募型プロポーザル方式により選考することを目的とします。

2 概 要

(1) 募集の内容

①事業の内容

事業者の負担により太陽光発電設備を導入し、事業期間において運転、維持管理を行う太陽光発電事業（以下「メガソーラー事業」という。）とします。

②企画提案の内容

企画提案の内容は、メガソーラー事業実施のための企画、資金調達、設計、建設並びに管理運営等とします。

③募集の方法

公募により企画提案を募集し、審査後評価点数の一番高かった提案をした事業者を選定し、事業実施相手方の候補者（以下「優先交渉権者」という。）とする公募型プロポーザル方式とします。

(2) 企画提案の条件

①設置及び運営

- ・メガソーラー事業の設置及び管理運営を行う主体が明確になっていること。
- ・事業者（連合体・特別目的会社を含む）が自ら設置及び管理運営を行うこと。

②設置場所

- ・所在地：相馬市光陽3丁目3番地1の一部
- ・敷地面積：約8ha程度とします。
確定面積は優先交渉権者と協議の上、決定します。
- ・用途地域：工業地域
- ・土地所有者：相馬市

③想定出力規模

事業者が提案する出力規模とします。市では指定しません。

④事業費

メガソーラー事業に関する一切の費用（調査、設計、建設、維持管理、撤去など）は、すべて事業者の負担とします。

⑤用地

- ・賃貸借とし、有償での貸し付けとしますが、金額については事業者が計画する経営計画に基づき、事業者から提案してください。（賃借料は年額とし、年度ごとに納入）
- ・事業者への土地に対しての権利等は設定しない方針です。

- ・用地については石炭灰埋立地であるため、事業実施については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）で規定している最終処分場の構造基準、維持管理基準を遵守することが必要であり、かつ、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月6日環廃対策第050606001号・環廃産廃第050606001号）に準じる必要があります。
- ・埋め立てられた産業廃棄物の雨水による安定化を阻害しないようにしてください。
- ・用地の管理は事業者において適切に行い、安全管理、環境の美化に努めてください。
- ・用地への車輛進入の際は、市が指定するルートを使用してください。
- ・工事期間中及び工事完了後の車輛の通行や排水、騒音等については、地区住民や関係者等への説明等、誠意をもって対応してください。
- ・用地の賃貸借契約締結時期は、市と優先交渉権者で協議します。
- ・募集用地は盛土整地工事中のため、当事業の工事着工は盛土整地工事完了後になります。

（３）事業期間

①事業期間

事業期間は原則20年とし、事業期間に設計期間や工事期間及び撤去期間を加えた期間を賃貸借契約期間とします。

②契約期間延長

賃貸借契約期間が満了した場合、協議により期間延長を行うことができるものとします。

（４）その他条件

①必要な措置

メガソーラー事業用地への立ち入り防止等の必要な措置は事業者において施工すること。

②事業期間終了後の取扱い

事業期間終了後は、事業者の負担と責任において撤去し、現状復旧することを基本とします。

3 事業者の資格要件

（１）事業者について

企画提案できる事業者は次の要件を満たす法人または複数の法人等で構成する連合体とします。なお、特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立する予定である場合は、SPCの設立時期、応募者とSPCの関係、SPCの出資団体及びその経営方針などを明確にして応募してください。

①資格要件

メガソーラー事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。

(2) 連合体による提案

複数の法人等で構成する連合体による提案の場合は上記要件に加えて、次の要件を満たしてください。

①代表者について

- ・企画提案及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当する法人等（以下、「代表者」という。）をあらかじめ定めてください。
- ・連合体の構成法人等の役割の分担を明確にしてください。

②主体について

- ・提案内容における施設の所有及び管理の主体を明確にしてください。

(3) 該当除外条件

事業者が次の①～②のいずれにも該当しないことを確認してください。事業者が複数の企業等で構成する連合体であるときは、その構成する企業等の全てが該当しないことが必要です。

①次の申立てがなされている者

- ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
- ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

②次に該当する者

- ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者

4 企画提案書の提出等

(1) 募集スケジュール

内容	期間等
募集要項の公表	令和7年8月4日（月）
現地見学会参加申込期限	令和7年8月18日（月）
現地見学会	令和7年8月19日（火）
質問受付	令和7年8月4日（月）～8月22日（金）
質問回答	令和7年8月26日（火）
参加登録受付	令和7年8月4日（月）～8月27日（水）

参加資格確認結果通知	令和7年8月29日（金）までに発送
企画提案書受付	令和7年9月16日（火）～9月30日（火）
一次審査（書類審査）選考	令和7年10月8日（水）～10月15日（水）
一次審査結果通知	令和7年10月20日（月）予定
二次審査（プレゼンテーション審査）選考	令和7年11月4日（火）～11月7日（金）の期間中に1日実施予定
二次審査結果通知	令和7年11月中旬

（２）現地見学会の開催

- ①開催日 令和7年8月19日（火）
 ②申込期限 令和7年8月18日（月）12時まで
 ③申込方法 下記申込フォームより申し込んでください。

<https://logoform.jp/form/h5r9/1160440>



④その他

- ・現地見学会の参加は任意とし、参加の有無による審査評価点数への影響はありません。
- ・参加申込みがあった事業者に対し、参集場所や時間を電子メールでお知らせします。
- ・参加者は1事業者あたり5名以内としてください。
- ・盛土整備工事中のため、対象敷地内に立ち入ることができない場合があることをご承知ください。

（３）質問の受付

本募集に関する質問がある場合は、次の方法で受付します。

- ①受付期間 令和7年8月4日（月）～令和7年8月22日（金）12時
 ②提出方法 下記質問フォームより提出してください。

<https://logoform.jp/form/h5r9/1156234>



- ③回答方法 令和7年8月26日（火）に市ホームページで回答

（４）メガソーラー事業への参加登録

①提出書類（提出部数：各1部）

- ・「相馬市太陽光発電（メガソーラー）事業」設置運営事業者募集参加登録申込書兼誓約書（様式1）
- ・登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）
 ※複数の企業等で構成する連合体の場合は、構成する法人等すべての分を提出してください。

- ②受付期間 令和7年8月4日（月）～令和7年8月27日（水）17時

- ③提出方法 持参または郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く午前9時～午後5時の間に受け付けます。

※郵送の場合は、受付期間中に必着とします。

④提出先

〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3
相馬市 企画政策部 企画政策課

⑤参加資格の確認

提出書類により参加資格要件を確認し、令和7年8月29日（金）までに結果を発送します。

⑥その他

- ・参加登録をしていない事業者は、企画提案書の提出はできません。
- ・募集参加登録申込書提出後に参加を辞退する者は、参加辞退届（任意書式）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の相馬市との契約などにおいて不利益な取り扱いを受けることはありません。
- ・市から参加登録申込者へ電子メールにて連絡をすることがあるため、メールアドレスの記載を間違えないようご注意ください。

（5）企画提案書の提出

①提出書類

ア 企画提案に関する書類（提出部数：正本1部、副本6部）

- ・「相馬市太陽光発電（メガソーラー）事業」設置運営事業 企画提案書（様式2）
- ・企画提案の概要（様式3）
- ・用地利用図及びメガソーラー事業システム設計、設備配置等が分かる図面等（任意様式、原則A4サイズ片面印刷）
- ・メガソーラー事業経営計画に関する書類（任意様式、原則A4サイズ片面印刷）
- ・連合体概要（様式4） ※連合体による提案の場合
- ・その他説明資料等

※上記書類をA4サイズのファイルに綴じ、表紙に事業者名を記載すること。

イ 法人等に関する書類（提出部数：各1部）

- ・貸借対照表（3期比較）
- ・損益計算書（3期比較）
- ・会社パンフレット等

※複数の企業等で構成する連合体の場合は、構成する法人等すべての分を準備してください。

ウ 複数の企業等で構成する連合体の場合（提出部数：1部）

- ・連合体を構成していることが確認できる書類（協定書等）※任意様式

②受付期間 令和7年9月16日（火）～令和7年9月30日（火）17時

③提出方法 持参または郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く午前9時～午後5時の間に受け付けます。

※郵送の場合は、受付期間中に必着とします。

④提出先

〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3
相馬市 企画政策部 企画政策課

5 企画提案書の審査

審査委員会において企画提案書の審査を行い、優先交渉権者を決定します。企画提案者が多数の場合は、一次審査（書類審査）を実施し、書類審査通過者による二次審査（プレゼンテーション）を行います。

（１）一次審査（書類審査）

- ①実施日 令和7年10月8日（水）～令和7年10月15日（水）
- ②結果通知日 令和7年10月20日（月）予定
- ③審査方法 別記審査基準に基づき、点数付けにより選考するものとする。
- ④通知方法等 審査結果通知を送付するとともに、一次審査通過者には二次審査の日時や実施場所を案内します。

（２）二次審査（プレゼンテーション審査）

- ①実施日および会場 一次審査結果通知と併せて案内します。
※令和7年11月4日（火）～令和7年11月7日（金）の期間中に1日実施予定。
- ②審査時間 1者につき30分
（準備5分、プレゼンテーション15分、質疑対応10分）
- ③出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。
- ④選考方法
 - ・実施順は企画提案書の受付順とします。
 - ・審査委員が別記審査基準に基づいて採点を行い、一次審査と二次審査の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とします。合計得点が最も高い者が2以上いる場合は、審査委員会において合議の上、優先交渉権者を決定します。
- ⑥その他
プレゼンテーション時に使用する資料は、提出した企画提案書等を基に行うものとします。なお、プロジェクターとスクリーンは市で準備します。

（３）審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により通知（複数の企業等で構成する連合体で応募した場合は、代表者に通知）します。また、優先交渉権者名を市ホームページで公表します。

なお、審査結果に対する異議申立て等は受け付けません。

（４）優先交渉権者決定後の手続き

万一、優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点とされた者と協議を行います。

土地使用に関する事務は、関係機関との協議終了後に速やかに行います。

（５）失格要件

次のいずれかに該当すると判明した参加者は失格、または優先交渉権者としての選定を取り消すものとします。

- ①事業者の資格要件を満たしていないことが判明した場合、または満たさな

- くなった場合
- ②企画提案書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

6 留意事項

- (1) 企画提案に関し必要な費用は、事業者の負担とします。
- (2) 企画提案に係る著作権は、その企画提案者に帰属します。
- (3) 事業者は、複数の提案を行うことはできません。また、一つの法人が複数の連合体への参加を通して複数の提案をすることはできません。
- (4) 提出された書類は返却いたしません。
- (5) 提出された書類等は、本事業の実施以外の目的には使用しません。ただし、相馬市情報公開条例（平成19年条例第3号）に基づき公開する場合があります。
- (6) 事業者は、提出した提案書について、募集要項等の内容等の不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

7 担当窓口

〒976-8601

福島県相馬市中村字北町63番地の3

相馬市 企画政策部 企画政策課

TEL：0244-37-2131

電子メール：k-kikaku@city.soma.lg.jp

企画提案審査基準

項目		確認内容	配点
事業者の概要		①経営が安定しており、運営能力があるか。 ②事業の継続性が見込まれるか。 ③事業の準備期間から事業終了までの役割分担、責任の所在が明確になっているか。 ④同種または類似の業務において実績があるか。 ⑤連合体の場合は、同種または類似の業務において実績を有する事業者が構成員に含まれているか。	20 点
事業計画	概要	①発電事業の形態が実現可能性のある計画となっているか。 ②市が賃貸借する用地について、有効に活用された計画となっているか。 ③施工方法や維持管理方法は適切か。 ④環境保全対策は考慮されているか。 ⑤事業地内の安全管理方針は適切か。	50 点
	収支計画	①事業収支の採算性は適切か。 ②必要な経費は計上されているか。 ③賃借料は支払い可能な額が設定されているか。	
	スケジュール	①事業実施スケジュールは適切であるか。	
地域貢献		①事業実施に際して、地域（相馬市）への貢献が期待できるか。	30 点
合計			100 点

相馬市太陽光発電（メガソーラー）事業の概要

名称	相馬市中核工業団地
所有者	相馬市
所在地	相馬市光陽三丁目3番地1の一部
登記簿の地目	雑種地
貸付面積	約 80,000 m ²
事業地面積	貸付面積と同じ
敷地の状況	平坦地（整地工事は、事業者側の負担とする。）
周辺等の支障物件の状況	なし
進入道路の状況	大型車通行可
都市計画区域	工業地域
その他の規制	なし
その他留意事項	一部水路あり

位 置 図

